

# メカニズム 文字の仕組み

## ポイント標語 文字のメカニズム

- 氏名の字 人の人生 その歴史
- 現行の 通達だけでは 不十分  
通達経緯を知ってこそ 客に説明できるのよ
- マルマル表 丸々覚えて 即判断
- 文字判断 基本となるのは 字種・字体

(注) ここでの資料は、平成23年10月17日に日本加除出版株式会社より出版した「戸籍の道場」33頁から58頁を著者がカスタマイズして提供しています。

なお、戸籍現場の実務者向けの内容となっておりますことをご了承ください。

山下敦子



# 第一章 文字の歴史をみましょう

これまで文字に関する通達が多く発出されて、文字の取扱いがたびたび変更されました。戸籍への記載の時期によって、同じ戸籍の中に、同じ人の氏名が違う文字で記載されたり、戸籍が編製された時期によって、別戸籍の親の氏の文字と子の氏の文字が違う文字で記載されたりして、窓口のトラブルの原因にもなっています。通達の歴史的経緯を頭に入れて、根拠を持って取扱いの説明ができるようになります。文字の取扱いの変遷を大きく3つに区切って掲載します（●は変更に係る主要な通達の運用開始日を示しています）。

## 文字の歴史年表①(平成2年5200号通達運用開始までの取扱い)

**昭和25・12・15民事甲3205号通達** ————— **ここから**

氏名の誤字は本人からの訂正申出で法務局の長の指示で市区町村長が職権訂正する。

**昭和34・6・4民事甲1127号通達**

当用漢字の原字、旧字体は更正申出があれば市区町村長の職権で更正。

**昭和38・4・19民事甲1136号回答**

先例等で明らかな文字は、法務局の指示なしで市区町村長の職権で更正。

**昭和42・10・20民事甲2400号通達**

現在の「誤字・俗字・正字一覧表」の前身が示される。

**昭和56・9・14民ニ5537号通達**

通用字体以外の文字を通用字体に更正は市区町村限りの職権。

誤字、俗字の正字への訂正申出は法務局の許可なく職権。

**昭和58・3・22民ニ1500号通達**

「示」「𠄎」「𠄎」「𠄎」をへんに持つ字体を、「ネ」「𠄎」「𠄎」「𠄎」の字体に更正できる。

**昭和58・3・22民ニ1501号通達**

新たな「誤字・俗字・正字一覧表」が示される。

**平成2・10・20民ニ5200号通達**

**この時点ではまだ「吉」「西」はデザインの違い**

申出を待たず、戸籍の変動の際は、誤字、俗字は対応する正字に訂正。

**平成2・10・20民ニ5202号依命通知**

5200号通達の留意点。

**平成2・11・22民ニ5300号通達**

新たな「誤字・俗字・正字一覧表」が示される。

**ここまで**

●平成3年1月1日(5200号通達運用開始)

この期間は、申出がない限り、戸籍の変動があっても、文字はそのまま記載する取扱い。

## 文字の歴史年表②

(平成2年5200号通達運用開始～平成6年7005号による変更後の5200号通達運用開始までの取扱い)

●平成3年1月1日(5200号通達運用開始)————— ここから

### 平成6・11・16民ニ7005号通達

俗字が戸籍に記載できる文字になり、戸籍変動の際もそのまま記載。

### 平成6・11・16民ニ7006号依命通知

変更後の5200号通達の留意点。

### 平成6・11・16民ニ7007号通達

新たな誤字・俗字・正字一覧表」が示される。

この期間は、戸籍の変動があると、誤字も、俗字も全部対応する正字に変える取扱い。

ここまで

●平成6年12月1日(変更後の5200号通達運用開始)

「吉」「西」は俗字となる

## 文字の歴史年表③

(平成6年7500号による変更後の5200号通達運用開始以降の取扱い)

●平成6年12月1日(変更後の5200号通達運用開始)————— ここから

### 平成16・9・27民一2665号通達

戸籍法施行規則60条2号別表2の改正に伴う、5200号通達の一部改正

### 平成16・10・14民一2842号通達

新たな「誤字・俗字・正字一覧表」が示される。

### 平成22・11・30民一2905号通達

常用漢字表の改訂(平成22年内閣告示第二号)に伴う「誤字・俗字・正字一覧表」の一部改正。

ここからは、戸籍の変動があっても俗字はそのまま記載する。誤字は正字に対応させる取扱い。現行の取扱い。

現在

## 第二章 現行通達徹底攻略

文字の取扱いは通達で規定されています。通達の大きな流れは、平成2年10月20日民ニ5200号通達（以下「平成2年5200号通達」という）を基本として、平成6年11月16日民ニ7005号通達（以下「平成6年7005号通達」という）で一部改正され、平成16年9月27日民ニ2665号通達で文字の整理がされ、平成22年11月30日民一2905号通達で常用漢字改訂後の通達がされて現在に至っています。基本の通達である平成2年5200号通達以降の通達の内容は、基本の通達の「○○○」を「●●●」に改めるとか、通達の定め全部を掲載していないため、私たちの頭の中は、現行の基本通達がどうなっているのかが把握しにくくなっています。そこで、これまでの通達をミックスして現行の5200号通達の全体像を掲載し、その説明と攻略法を併記しました。

文字の学習を窓口対応等に生かすにはコツがあります。それは、現行の通達だけではなく、前掲の戸籍の歴史と共に歩んだ「文字の歴史」を踏まえた上で、「誤字」や「俗字」がどのような経緯で生まれ、どのような主旨で文字の正字化が図られたかを総合的に理解することです。窓口のお客様に「決められているから仕方がない。」と説明しても納得していただけません。理由に根ざした根拠には説得力があります。根拠の背景にある理由を身につけてください。

現行通達の全文を以下の項目に分けて左ページに掲載し、その右ページに通達の説明と攻略に必要な事項を掲載します。

- 1 誤字と俗字**
- 2 告知**
- 3 訂正申出**
- 4 訂正申出の記載例と訂正する範囲**
- 5 更正申出**
- 6 更正申出の記載例と更正する範囲**
- 7 新戸籍編製の届出と同時に更正申出があった場合の取扱い。**
- 8 変体仮名によって記載されている名の更正**

## 1 誤字と俗字

### 現行通達

氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する戸籍事務の取扱いは、次のとおりとするので、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らわれたい。

なお、これに反する当職通達又は回答は、本通達によって変更又は廃止するので、念のため申し添える。

#### 第1 新戸籍編製等の場合の氏又は名の記載に用いる文字の取扱い

婚姻、養子縁組、転籍等による新戸籍の編製、他の戸籍への入籍又は戸籍の再製により従前の戸籍に記載されている氏若しくは名を移記する場合、又は認知、後見開始等により、戸籍の身分事項欄、父母欄等に新たに氏若しくは名を記載する場合において、当該氏又は名の文字が従前戸籍、現在戸籍等において俗字等又は誤字で記載されているときの取扱いは、次のとおりとする。

##### 1 俗字等の取扱い

戸籍に記載されている氏又は名の文字が次に掲げる文字であるときは、そのまま記載するものとする。

- (1) 漢和辞典に俗字として登載されている文字(別表に掲げる文字を除く。)
- (2) 「示」「讠」「食」又は「青」を構成部分に持つ正字の当該部分がそれぞれ「ネ」「讠」「食」又は「青」と記載されている文字

##### 2 誤字の取扱い

###### (1) 誤字の解消

戸籍に記載されている氏又は名の文字が誤字で記載されているときは、これに対応する字種及び字体による正字又は別表に掲げる文字(以下「正字等」という。)で記載するものとする。

対応する字種に字体が複数あり、そのいずれの字体に対応するかについて疑義がある場合には、それらの字体のうち「通用字体」(常用漢字表(平成 22 年内閣告示第二号)に掲げる字体(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のもの)をいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二(以下「規則別表第二」という。)の1に掲げる字体を用いるものとする。ただし、対応する正字等を特定する上で疑義がある場合には、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局(以下「管轄局」という。)の長の指示を求めるものとする。

###### (2) 事由の記載

従前の戸籍に誤字で記載されている氏又は名の文字を新たに戸籍にこれに対応する正字等で記載した場合には、その事由については戸籍に記載を要しない。

## 1 誤字と俗字

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●誤字とは何でしょうか

世界に誇る日本の戸籍制度は、明治5年から始まりましたが、当初手書きであり、文字についての特別の定めがなかったため、戸籍担当者の「書き癖」や、「移記間違い」、出生届の届出の際の誤りのため、辞書に載っていない文字が発生する結果になりました。この、「辞書に載っていない文字」を誤字といいます（注 辞書に載っていても「譌字（かじ）」や「略字」は誤字です）。近年、OA化が進み、文字の整理を図るため、平成2年10月20日民二5200号通達（以下「平成2年5200号通達」という）が発せられ、以後、急速に誤字の解消が進みました。

#### ●俗字とは何でしょうか

俗字はもともと誤字の仲間の文字ですが、一般的に多く使用され、社会的に認知されている文字として俗字とされました。辞書に「俗字」として搭載されている文字もあります。また、戸籍行政上は、「辵」「示」「食」「青」をそれぞれ偏に持つ正字で、つくりはそのままで、偏が「辵」「ネ」「食」「青」と記載されている文字も俗字とされています（例）。

#### （例）

邊（正字）→邊（俗字） 靜（正字）→靜（俗字） 禮（正字）→禮（俗字）

#### ●正字とは何でしょうか

正字とは、辞書に「正字」として載っている正しい文字です。また、もともとは俗字だったものでも、戸籍行政上は通達で「正字」とされている文字もあります。もともと俗字だった文字が正字とされた文字を含むため、通達文では「正字」とは表現せずに「正字等」と表現されています。大きく分けて、常用漢字表の通用字体、戸籍法施行規則別表第二の1（以下「規則別表二の1」という）、及び戸籍法施行規則別表第二の2（以下「規則別表二の2」という）の文字、平成2年10月20日民二第5200号通達別表（以下「通達別表」という）の文字、康熙字典、その他辞書に正字として掲載されている文字が正字です。

#### ●誤字の取扱い

氏名が誤字で記載されている者が、新戸籍編製や、他の戸籍への変動があった場合は、その誤字は対応する正字で記載しますが、対応する正字に疑義がある場合は、管轄法務局長の指示を求めます。対応する正字が判明しない場合は、そのまま記載せざるを得ません。なお、前記のように戸籍の変動に伴って、誤字を正字に変えた場合は、変えた事由を戸籍に記載する必要はありません。

#### ●俗字の取扱い

氏名が俗字で記載されている者が、新戸籍編製や、他の戸籍への変動があった場合は、変更せずそのまま記載します。

## 2 告知

### 現行通達

#### (3)告知手続

従前の戸籍に氏又は名の文字が誤字で記載されており、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄にこれに対応する正字等で記載する場合は、戸籍の記載の事前又は事後に書面又は口頭でその旨を告知するものとする。ただし、届出書の届出人署名欄に正字等で自己の氏又は名を記載して届出をした者に対しては、告知を要しない。

ア 告知は、新たに戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄に記載する市区町村長(以下「記載市区町村長」という。)又は届出等を受理した市区町村長が行う。届出等を受理した市区町村長が行った場合は、届書等を記載市区町村長へ送付する際に告知した内容を通知するものとする。

イ 告知の相手方は、筆頭者氏名欄の氏の場合は筆頭者(筆頭者が除籍されている場合は、配偶者。配偶者も除籍されている場合は、同戸籍に記載された他の者全員)対し、名欄の場合は本人に対してこれを行う。

ウ 郵送により告知する場合は、本人の住所地にあて、告知書を発送すれば足りる。また、告知の相手方が届出人の場合に、使者により届出等がされたときは、使者に告知書を交付すれば足りる。

エ 記載市区町村長は、告知した日、方法、内容等を便宜の方法で記録するものとする。なお、告知を要しない場合は、届書の欄外に適宜の方法でその旨を記載するものとする。



## 2 告知

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●告知とは何でしょう

氏名が誤字で記載されていた者が、戸籍の変動で正字に変更されます。法的に正しい取扱いをしたとしても、戸籍の文字が変更になることは、使用している本人にとっては重大なことです。変更したことを本人に知らせなくてはなりません。このように、本人に知らせることを「告知」といいます。

#### ●告知する相手

- ・ 氏の文字が変更になった場合  
・ 筆頭者、筆頭者が除籍されている場合は配偶者、  
筆頭者も配偶者も除籍されている場合は、在籍者全員
- ・ 名の文字が変更になった場合  
・ 本人

#### ●告知の方法

例を掲げましょう。

この度、夫の氏を称する婚姻届が提出されました。夫が筆頭者になり、新戸籍が編製されます。ところが、戸籍での夫の氏は「西田」と記載されています。氏の文字「西」は誤字ですので、新戸籍では対応する正字である「西田」で記載します。婚姻届の「署名欄」を見てみましょう。

#### 1、夫が正字である「西田」で署名していた場合(告知不要)

夫本人は、自分の氏が正字の「西田」として認識していますから、告知する必要はありません。婚姻届の欄外に「告知不要」と記載することで足りる。このように、取扱いでは「告知は不要」とされていますが、窓口で本人が来ている場合は、念のため変更の旨を説明した方が良いでしょう。

#### 2、夫が誤字である「西田」で署名してきた場合(口頭による告知)

夫本人は、自分の氏が誤字の「西田」として認識していますから、告知が必要です。窓口で、新戸籍が正字で記載することを口頭で告知し、婚姻届の欄外に「口頭による告知」と記載します。

#### 3、夫が誤字である「西田」で署名してきた場合(告知書)

夫本人は、自分の氏が誤字の「西田」として認識していますから、告知が必要ですが、窓口で告知することができませんでした。この場合は、夫の住所地に告知書を送付することになります。告知書の送付は、受理、または記載市区町村が行いますが、告知した内容について、届書に記録する必要がありますから、告知書のコピーを届書に添付する方法が良いでしょう。また、使者による届出の場合は、その使者に告知書を交付すれば足りる。

※告知して正字化を拒否されたとしても、戸籍に誤字で記載することはできません。

### 3 訂正申出

#### 現行通達

##### 第2 戸籍の氏又は名の文字の記載の訂正

戸籍の氏又は名の文字が俗字等又は誤字で記載されている場合において、その文字をこれに対応する正字等に訂正する申出があったときは、市区町村長限りで訂正して差し支えない。ただし、対応する正字等を特定する上で疑義がある場合には、管轄局の長の指示を求めるものとする。

##### 1 申出人

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の筆頭者(15歳未満のときは、その法定代理人)及びその配偶者がしなければならない。その一方が所在不明又はその他の事由により申出をすることができないときは、他の一方がすることができ、この場合には、申出書にその事由を記載しなければならない。これらの者が除籍されているときは、同戸籍に在籍している者(15歳未満のときは、その法定代理人)が共同であることができる。
- (2) 名欄の名の文字の記載を訂正する申出は、本人(15歳未満のときは、その法定代理)がしなければならない。
- (3) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載を訂正する申出は、当該戸籍の名欄に記載されている者(15歳未満のときは、その法定代理人)がしなければならない。

##### 2 申出の方法等

- (1) 訂正の申出は、いつでもすることができる。戸籍記載の基本となる届出と同時にすると、届書の「その他」欄にその旨を記載すれば足りる。
- (2) 氏又は名の文字の記載の訂正は、一つの戸籍ごとに申出を要するものとする。
- (3) 訂正の申出書(その申出が「その他欄」に記載された届書を除く。)は、戸籍法施行規則第23条第2項の種目により受付の手続きをし、戸籍の記載後は、一般の届書類に準じて整理保存する。

### 3 訂正申出

#### 現行通達の説明と攻略法

##### ●「訂正申出」とは何でしょうか

誤ったものを正しくすることを「訂正」といいます。文字でいうと、誤った文字「誤字」から正字にすることが「訂正」です。また、誤字の仲間だった「俗字」から正字にすることも「訂正」です。

現行通達の第1の2に示された戸籍の変動によって当然「誤字」が「正字」に変わることは別に、当事者が、文字を訂正したいという「意思表示」をして、誤字を正字に変更する手続きを「訂正申出」といいます。また、第1の1に示された戸籍の変動があっても当然には変更されない「俗字」についても同様に「意思表示」によって訂正することを「訂正申出」といいます。本籍地の市区町村長に対して「訂正申出書」を提出し、当該市区町村長はその申出を受けて、職権で文字訂正をすることになりますが、戸籍には本人の「意思表示」で文字を変更した旨の記載が必要です。また、訂正後の文字は対応する「同じ字種の正字」ですが、対応する文字について疑義がある場合は管轄法務局の長に指示を求めることとなります。

##### ●「申出書」と「届書」の違いは何でしょうか

「申出書」とは、申出書そのもので効力が発生するのではなく、本籍地の市区町村長に対して「申出内容の職権発動を促す書面（市区町村長を申出に係る内容の通りに動かすきっかけの書面）」をいいます。受付した市区町村長が受理をして効力を発生させる「届書」とは少し意味が違います。したがって申出書の宛名は「本籍地市区町村長」ということとなります。

##### ●訂正申出できる人

・氏の文字を訂正する場合

① 筆頭者及び配偶者（一方が所在不明、その他の理由で申出できないときは、その旨を「その他」欄に記載すれば他の一方のみで申出できる）。

② 筆頭者が除籍されている場合は配偶者。

③ 筆頭者も配偶者も除籍されている場合は、在籍者全員

・名の文字を訂正する場合・・・本人

##### ●申出の方法

① 戸籍記載の基本となる届書の「その他」欄に記載して申出する方法。

② 「訂正申出書」を提出して申出する方法。

(注1) 訂正申出は一つの戸籍単位で行います。したがって、例えば親が別戸籍の子の氏名を訂正申出することはできません。

(注2) ②の訂正申出書は一般の届書と同様に整理保管しますが、前記のように「申出書」は本籍地の市区町村長が受理をするため、本籍地でない市区町村長が「受付」をした場合は、本籍地に送付するのみで、一般の届書類に綴ることはできません。

## 4 訂正申出の記載例と訂正範囲

### 現行通達

#### 3 訂正の及ぶ範囲

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて訂正するものとする。また、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても訂正することができる。

名欄の名の文字の記載を訂正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて訂正するものとする。

#### 4 訂正事由の記載

- (1) 筆頭者氏名欄の氏の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の氏又はその者と同一呼称の氏の文字を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。
- (2) 名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、その者の身分事項欄に訂正事由を記載するものとし、この場合において3により同一戸籍内の他の欄においてその者の名の文字の記載を訂正するときは、個別の訂正事由の記載を要しない。
- (3) 筆頭者の名の文字の記載の訂正に伴って筆頭者氏名欄の名の文字の記載の訂正をする場合は、戸籍事項欄に訂正事由の記載を要しない。
- (4) 筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄の氏又は名の文字の記載の訂正をする場合は、当該戸籍に記載されている者の身分事項欄にその訂正事由を記載する。  
この場合の戸籍の記載は、本日付け法務省民二第5201号当職通達をもって示した戸籍記載例216及び217の例による。

#### 5 訂正事由の移記

氏又は名の文字の記載を訂正した後に、転籍し、新戸籍を編製し又は他の戸籍に入籍する者については、氏又は名の文字の記載の訂正事由は、移記を要しない。

#### 6 届書に正字等で記載した場合の取扱い

戸籍の筆頭者氏名欄の氏の文字が誤字又は俗字で記載されている場合において、1(1)に記載された者が、届書の届出人署名欄に正字等で氏を記載して届け出たときは、氏の文字の記載訂正の申出があったと同様に取り扱い、その氏の文字の記載を訂正することができる。

名欄の名の文字が誤字又は俗字で記載されている者が、届書の届出人署名欄に正字等で名を記載して届け出た場合も、同様とする。

## 4 訂正申出の記載例と訂正範囲

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●訂正申出の記載例と訂正範囲

意思表示によって訂正するのですから、戸籍には、「意思表示」で文字を変更した旨の記載が必要です。記載例及び訂正範囲は次のようになります。

##### ・「氏」の訂正申出の記載

「氏」は戸籍全体に係ることなので、戸籍事項欄に記載します(俗字の「吉」→正字の「吉」)。

コンピュータ戸籍 (戸籍事項欄)	紙戸籍 (戸籍事項欄)
文字訂正   【訂正日】平成〇年〇月〇日   【従前の記録】   【氏】 吉本	平成〇年〇月〇日「吉」に文字 訂正 <sup>印</sup>

##### ・「氏」の訂正申出による訂正範囲・・・「誤字」を「正字」に訂正する場合

誤ったものを正しくするという考えから、同一戸籍の同一呼称の氏全部を訂正します。  
(例 筆頭者の氏、身分事項欄の氏、父母欄の同じ呼称の氏等)

##### ・「氏」の訂正申出による訂正範囲・・・「俗字」を「正字」に訂正する場合

同一戸籍内の、当該筆頭者の氏を訂正します。  
(注意) 通達では、あたかも「誤字・俗字」が同様の取扱いのように読み取れますが、「俗字」は、平成6年7005号通達で、戸籍に記載できる文字とされたため、同一戸籍に、筆頭者本人とは違う者の氏(たとえば父母の氏等)が、たとえ呼称上同一であったとしても訂正しません。

##### ・「名」の文字の訂正申出の記載

「名」はその人個人のことなので、身分事項欄に記載します(俗字の「静」→正字の「静」)。

コンピュータ戸籍 (身分事項欄)	紙戸籍 (身分事項欄)
文字訂正   【訂正日】平成〇年〇月〇日   【従前の記録】   【名】 静子	平成〇年〇月〇日「静」に文字 訂正 <sup>印</sup>

##### ・「名」の訂正申出による訂正範囲

同一戸籍内の、当該本人の名をすべて訂正します。

#### ●訂正事由の移記

戸籍に記載された訂正申出の事項は、戸籍の変動があった場合には移記しません。  
(注意) 左の第2の6に、戸籍の「氏」又は「名」の文字が、誤字や俗字である場合において、届書の届出人署名欄に正字等で氏を記載して届け出たときは、申出があったとみなして訂正できるといった内容が示されていますが、これは「できる」であって、「しなければならない」ということではありません。このような場合は、後のトラブルを防ぐため、窓口で意思確認を行うことが必要であると考えます。

## 5 更正申出

### 現行通達

#### 第3 戸籍の氏又は名の文字の記載の更正

戸籍の筆頭者氏名欄又は名欄の氏又は名の文字については、次の場合に更正することができ、更正の申出があった場合は、市区町村長限りで更正して差し支えない。

##### 1 更正のできる場合

- (1) 通用字体と異なる字体によって記載されている漢字を通用字体の漢字にする場合
- (2) 規則別表第二の1の字体と異なる字体によって記載されている漢字を規則別表第二の1の字体の漢字にする場合(対応する字体を特定する上で疑義がある場合には、管轄局の長の指示を求めるものとする。)
- (3) 変体仮名によって記載されている名又は名の傍訓の文字を平仮名の文字にする場合
- (4) 片仮名又は平仮名の旧仮名遣いによって記載されている名又は名の傍訓の文字を現代仮名遣いによる文字にする場合

##### 2 申出人等

申出人、申出の方法等、更正事由の記載、更正事由の移記については、前記第2のうち、1(1)及び(2)、2、4及び5に準じて行う。

この場合の戸籍の記載は、前記当職通達をもって示した戸籍記載例218の例による。

## 5 更正申出

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●「更正申出」とは何でしょうか

もともとは正しかったものが、法改正などで取扱いが変わり、その変わった後の取扱いに合わすことを「更正」といいます。文字でいうと、以下の場合をいいます。

#### ●更正申出できるのはどんな場合でしょうか

- ・常用漢字表の通用字体でない文字を、通用字体の文字に変える場合。
- ・規則別表第二の1の字体でない字体を、規則別表第二の1の字体に変える場合。
- ・変体仮名で記載されている文字を、平仮名に変える場合。
- ・旧仮名遣いの文字を現代仮名遣いに変える場合。

(後掲 第三章文字のマルマル表・文字のマルマル別表参照・対応する文字について疑義がある場合は、管轄法務局長に指示を求めることになります。)

- ・平成2年5200号通達で、俗字を正字に変えられてしまっていたものを、俗字が使用できるようになった、平成6年7005号通達(変更後の5200号通達)に合わせて、元の「俗字」に戻す場合も「更正」です。これは、変更後の5200号通達(平成6年7005号通達)の経過措置としての取扱いです(例えば、平成3年に婚姻で新戸籍を編製し、氏の文字が「吉田」から「吉田」に訂正された者が、もとの「吉田」に戻す場合)。

#### ●更正申出できる人

- ・氏の文字を更正する場合

① 筆頭者及び配偶者(一方が所在不明、その他の理由で申出できないときは、その旨を「その他」欄に記載すれば他の一方のみで申出できる)。

② 筆頭者が除籍されている場合は配偶者

③ 筆頭者も配偶者も除籍されている場合は、在籍者全員

- ・名の文字を更正する場合・・・本人

#### ●申出の方法

① 戸籍記載の基本となる届書の「その他」欄に記載して申出する方法。

② 「更正申出書」を提出して申出する方法

(注1) 更正申出は一つの戸籍単位で行います。したがって、例えば親が別戸籍の子の氏名を更正申出することはできません。

(注2) ②の更正申出書は一般の届書と同様に整理保管しますが、前記のように「申出書」は本籍地の市区町村長が受理をするため、本籍地でない市区町村長が「受付」をした場合は、本籍地に送付するのみで、一般の届書類に綴ることはできません。

## 6 更正申出の記載例と更正する範囲

### 現行通達

#### 2 申出人等

申出人、申出の方法等、更正事由の記載、更正事由の移記については、前記第2のうち、1(1)及び(2)、2、4及び5に準じて行う。

この場合の戸籍の記載は、前記当職通達をもって示した戸籍記載例218の例による。(注 この項は、戸籍記載、更正範囲に係る内容を含むため、前掲の現行通達に掲載したものを、再度掲載しています。)

#### 3 更正の及ぶ範囲

筆頭者氏名欄の氏の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその筆頭者の氏の文字の記載をすべて更正するものとする。著しい差異のない字体への更正の場合は、その者の氏のほか、その者と同一呼称の氏の文字についても更正することができる。

名欄の名の文字の記載を更正する場合は、同一戸籍内のその者の名の文字の記載をすべて更正するものとする。

なお、父母の氏又は名の文字の記載が更正された場合には、父母と戸籍を異にする子は、父母欄の更正の申出をすることができる。この場合において、子が父母と本籍地を異にするときは、父母の氏又は名の文字の記載が更正された後の戸籍謄(抄)本を添付しなければならない。



## 6 更正申出の記載例と更正する範囲

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●更正申出の記載例と訂正範囲

意思表示によって更正するのですから、戸籍には、「意思表示」で文字を変更した旨の記載が必要です。記載例及び更正範囲は次のようになります。

##### ・「氏」の更正申出の記載

「氏」は戸籍全体に係ることなので、戸籍事項欄に記載します。

(旧字体の正字「邊」→通用字体の正字「辺」)

##### コンピュータ戸籍(戸籍事項欄)

文字更正 | 【更正日】平成〇年〇月〇日  
| 【従前の記録】  
| 【氏】河邊

##### 紙戸籍(戸籍事項欄)

平成〇年〇月〇日「辺」に文字更正<sup>印</sup>

##### ・「氏」の更正申出による更正範囲

同一戸籍内の、当該筆頭者の氏を訂正します。

##### ・「名」の文字の訂正申出の記載

「名」はその人個人のことなので、身分事項欄に記載します。

(旧字体の正字「靜」→通用字体の正字「静」)

##### コンピュータ戸籍(身分事項欄)

文字更正 | 【訂正日】平成〇年〇月〇日  
| 【従前の記録】  
| 【名】靜子

##### 紙戸籍(身分事項欄)

平成〇年〇月〇日「静」に文字更正<sup>印</sup>

##### ・「名」の更正申出による更正範囲

同一戸籍内の、当該本人の名をすべて更正します。

#### ●更正事由の移記

戸籍に記載された更正申出の事項は、戸籍の変動があった場合には移記しません。

## 7 新戸籍編製の届出と同時に更正申出があった場合の取扱い

### 現行通達

#### 4 新戸籍編製の事由となる届出と同時に申出があった場合の更正の方法

婚姻、養子縁組、転籍等により新戸籍を編製し、又は他の戸籍に入籍する場合において、その届出と同時に更正の申出があったときは、従前の戸籍で氏又は名の文字の記載を更正する。

筆頭者及び配偶者以外の者が自己の氏を称する婚姻等の届出をし、その者を筆頭者とする新戸籍を編製する場合において、その届出と同時に氏の更正の申出をしたときは、更正後の氏で新戸籍を編製し、同戸籍の戸籍事項欄に更正事由を記載する取扱いをして差し支えない。

## 8 変体仮名によって記載されている名の更正

### 現行通達

#### 第4 変体仮名によって記載されている名について

変体仮名によって記載されている名を戸籍の筆頭者氏名欄及び名欄以外の欄に記載する場合は、従前の戸籍の検索等に支障を来たさない限り、平仮名を用いて差し支えない。

## 7 新戸籍編製の届出と同時に更正申出があった場合の取扱い

### 現行通達の説明と攻略法

#### ●更正申出事項は従前戸籍に記載するのか、新戸籍に記載するのか。

新戸籍編製と同時に「氏」又は「名」の更正申出があった場合は、新旧どちらの戸籍に記載すべきか迷うところです。誤った判断をすると、市区町村が2つ以上にまたがる場合に、更正事項が重複したり、あるいは記載遺漏したりしますから、次の基本的な考え方をマスターしましょう。

(基本1) 申出事項は移記事項ではありません。新戸籍、または変動後の戸籍には、移記しないものは記載しない(移記しないものは、次の戸籍に残らない方がよい)。

(基本2) 氏の更正申出の場合、申出した本人が申出したのだから、申出した本人の戸籍でない者の戸籍には、更正申出事項は記載できない。

以上の基本で考えると、記載する戸籍は次のようになります。

・管外転籍によって、A市からB町に転籍する転籍届に「氏又は名の更正申出」があった場合。

(基本1)により、従前のA市で更正事項を記載する。

・婚姻(養子縁組届)で、A戸籍からB戸籍に変動する届出に「名の更正」申出があった場合。

(基本1)により、従前のA戸籍で更正事項を記載する。

・それぞれA町、B市に戸籍がある者が、婚姻によりC区に新戸籍を編製する際に、婚姻届に「氏の更正申出」があった場合。

父母の戸籍にある夫または妻が、新戸籍編製の際に「称する氏」の更正申出があった場合は、申出したのは、新戸籍を編製する子であるから、従前の父母の戸籍に更正事項を記載できない。(基本2)により、C区の新戸籍で申出事項を記載する。

## 8 変体仮名によって記載されている名の更正

### 現行通達の説明と攻略法

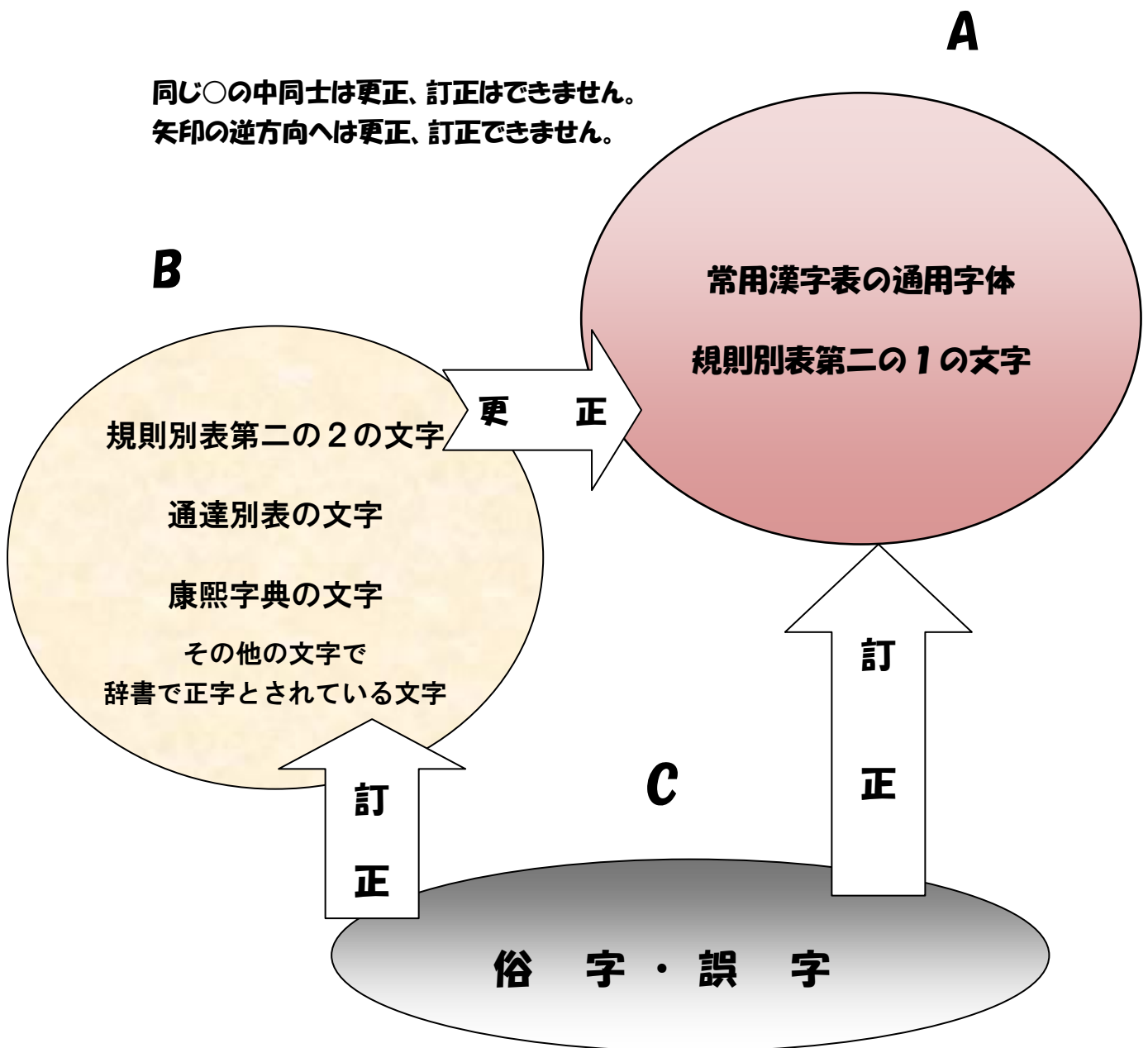
#### ●父母欄、身分事項欄の名の文字が、変体仮名で記載されている場合の取扱い

戸籍は、通達に定められた誤字から正字への変更や、申出による変更以外は、原則として、従前戸籍の氏名の文字は、忠実に次の戸籍に移記します。しかし父母欄の父母の名、あるいは身分事項欄の認知事項の母の名等が、変体仮名によって記載されている場合は、戸籍検索に支障がない限り、対応する平仮名で記載することができます。ただし、筆頭者欄や名欄に記載されている名の文字は、申出がない限り更正できません。

### 第三章 文字のマルマル表・文字のマルマル別表

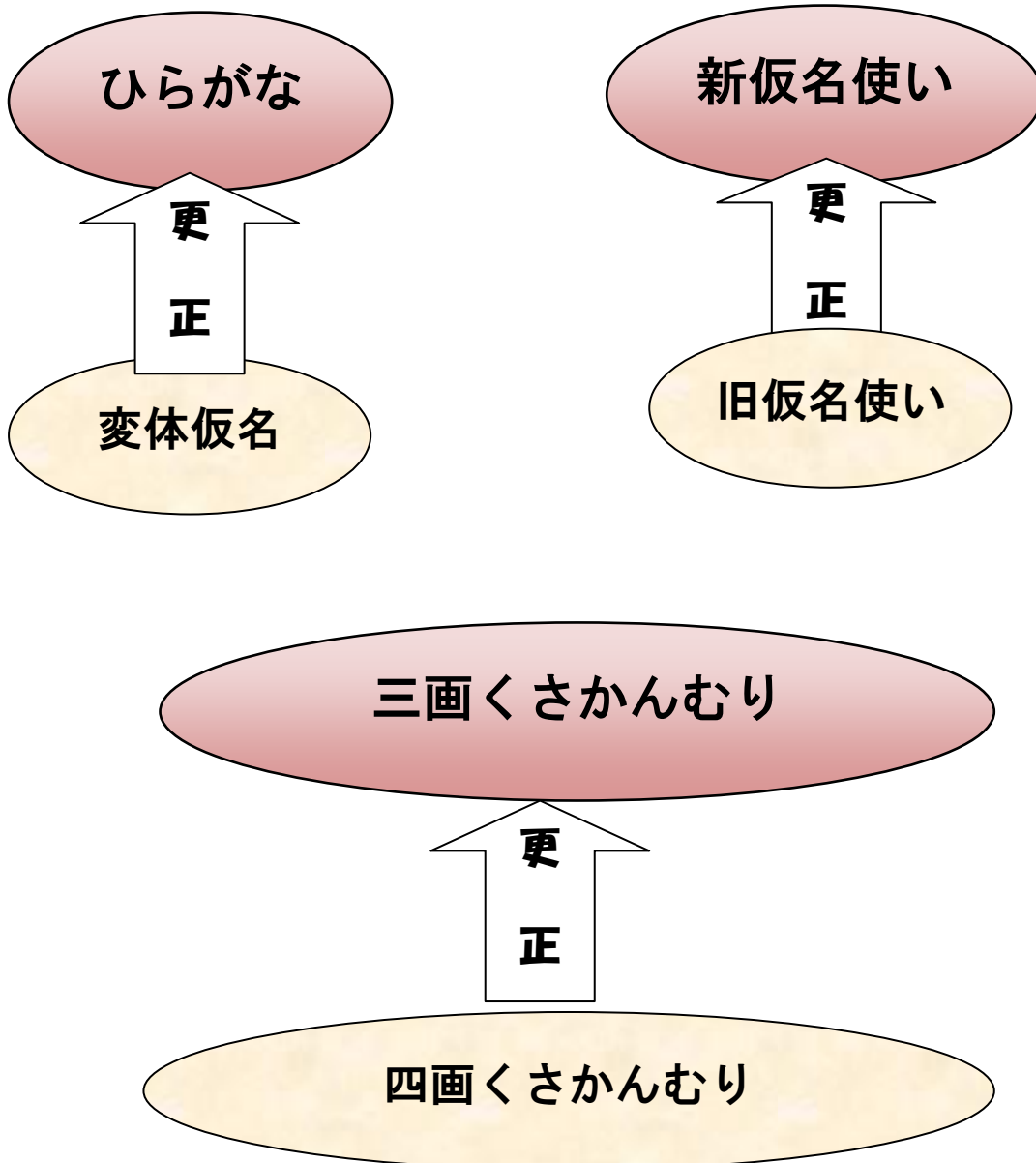
現行通達の説明と攻略法では、訂正・更正の実務を説明しましたが、この文字からこの文字へ変更できるのか、また、変更できるなら「訂正」なのか「更正」なのかを知ることが必要です。以下のオリジナルの図を参考にしてください。

## 文字のマルマル表



# 文字のマルマル別表

矢印の逆方向へは更正できません。



## 第四章 現行通達番外編

### (文字のグレイゾーンと戸籍訂正)

さて、文字の歴史、現行通達を学んだ後は、基本通達には定めがない不思議な文字の勉強をしましょう。また、通達に定めた訂正や更正の取扱いではない「文字についての戸籍訂正」にも触れてみましょう。

#### 1、文字のグレイゾーン（デザイン上の差の文字）

文字を区別するための判断基準には、「字種の違い」と「字体の違い」があります。例えば「静」と「靜」は同じ文字（字種）ですが、文字の形（字体）が違います。「静」は常用漢字表の通用字体であり、「靜」は辞書で正字とされている文字であるという区別が付きません。ところが、文字の形が違うのに、「全く同じ文字」とされている文字があるのです。それが「デザイン上の差の文字」とされる文字です。文字の種類には「誤字・俗字」「正字」の3種類があるということは分かりました（第二章 現行通達の説明と攻略法 1 誤字と俗字参照）。そして誤字や俗字を対応する正字に訂正したり、通用字体でない文字を通用字体に更正したりできることも分かりました（第二章 現行通達の説明と攻略法 3 訂正申出・5 更正申出 参照）。しかし、全く同じ文字であるとされるデザイン上の差の文字は、もともと同じ文字なのですから「訂正・更正」の対象にはなりません。デザイン上の差の文字の違いとは、たとえば「行書体」「漢字のくずし字」「明朝体」といった文字の「書体」の違いをいいます。代表的な文字は次の通りです。

#### デザイン上の差の文字の例

##### ●いとへん

「純」は行書体、「純」は明朝体です。「綾」は行書体「綾」明朝体です。いずれも同じ文字なので、「更正申出」や「訂正申出」はできません。

##### ●「令」と「令」

「令」は行書体、「令」は明朝体です。「鈴」は行書体、「鈴」は明朝体です。いずれも同じ文字なので、「更正申出」や「訂正申出」はできません。

※コンピュータ戸籍は明朝体です。

紙戸籍の名の文字が手書きされ、行書体の「鈴子」さんである場合に、コンピュータ戸籍に改製されたときは、明朝体の「鈴子」さんに記載されます。これは誤字を正字に変えたのではありませんから、「告知」する必要がありません。後日窓口でトラブルになったときは、「デザイン上の差の文字（筆写と活字の差）」を説明するのが大変です。「書体」の違いであることを納得していただくしかありません。

文字の歴史年表を見てください。「吉」と「西」の文字が矢印で示されています。これは、昭和58年3月22日民二甲1500号通達当時から平成6年12月1日（平成6年民一7005号通達による、変更後の5200号通達運用開始までの間は、「吉」と「吉」、「西」と「西」はいずれも「デザイン上の差の文字の差」とされており、平成6年12月1日（変更後の5200号通達運用開始）以降は「吉」と「西」は「俗字」、「吉」と「西」は「常用漢字の通用字体の正字」とされたことを示しています（ただし、昭和58年1500号通達の時点では、これらの文字は「デザイン上の文字の差」と位置づけされていますが、いつから「デザイン上文字の差」とされていたかは定かではありません）。

したがって「吉」と「西」の取扱いについては次のようになります。

### ● 「吉」と「吉」 「西」と「西」の取扱い

「文字の歴史年表」のように「吉」と「吉」、「西」と「西」はデザイン上の違いであるとされてきましたが、平成6年7005号通達で「俗字」に変身しました。デザイン上の差の文字とされていた期間に「吉」「西」と変更して記載されていた場合は、「更正申出」があれば「吉」「西」に戻すことができます（第二章 現行通達の説明と攻略法 5更正申出 参照）。

## 2、戸籍訂正

文字の取扱いは、多くの変更がなされてきました。この通達の取扱い通りにすべきところ、誤った取扱いの文字を記載してしまっていた場合は、市区町村側の誤記であるということになりますから、戸籍訂正を施さなくてはなりません。しかし、永年戸籍に記載された文字は、その人の文字として、社会的に定着していますから、勝手に訂正することは、かえって本人に悪影響が出ることも考えられます。長年使用の文字については、必ず「申出書」をもらい、本人の意思表示によって、訂正したのだということを明らかにした上で、職権訂正書を作成し、申出書と関連の戸籍を添付して、訂正を施すことが必要です。また、事案によっては戸籍訂正によらず、家庭裁判所の許可を得て「名の変更」の手続きを要する場合がありますので、誤記された氏名の文字を長年使用している場合は慎重に対応してください。

また、この戸籍訂正の手続きは、通達の「誤字の解消」や「訂正、更正の申出」とは全く違います。あくまでも市区町村の誤りを是正する手続きなのだということを理解してください。